

京都市上下水道局職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第11号

京都市上下水道局職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中「経営改革担当部長」を「経営・防災担当部長」に、「副室長」を「、副室長」に、「経営推進担当課長、経営計画担当課長」を「防災・財産管理担当課長」に改め、「、北部特環担当課長」及び「統括主事」を削る。

(京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条から第5条まで、第8条及び第15条関係)

事業所	(1)総括安全衛生管理者	(2)安全管理者
局本庁舎	人材育成担当課長	給与労政係長
資器材・防災センター	所長	防災・管財係長
東山営業所	〃	お客さまサービス係長
山科営業所	〃	〃
北営業所	〃	〃
丸太町営業所	〃	〃
右京営業所	〃	〃
西京営業所	〃	〃
左京営業所	〃	〃
九条営業所	〃	〃
伏見営業所	〃	〃
地域事業課	課長	担当課長補佐又は担当係長

水質第1課	〃	〃
水質第2課	〃	〃
蹴上浄水場	場長	〃
松ヶ崎浄水場	〃	〃
新山科浄水場	〃	〃
疏水事務所	所長	管理係長
加圧施設管理事務所	〃	施設係長
北部配水管理課	課長	事務係長
南部配水管理課	〃	〃
水道管路建設事務所	所長	〃
きた下水道管路管理センター	〃	〃
みなみ下水道管路管理センター	〃	〃
ポンプ施設事務所	〃	担当課長補佐又は担当係長
鳥羽水環境保全センター（吉祥院支所を除く。）	〃	事務係長
鳥羽水環境保全センター吉祥院支所	支所長	施設係長
伏見水環境保全センター	所長	〃
石田水環境保全センター	〃	〃
下水道建設事務所	〃	事務係長

備考（2）の欄中、担当課長補佐又は担当係長とある事業所については、総括安全衛生管理者が指名する者をもって充てる。

（京都市上下水道局職員服務規程の一部改正）

第3条 京都市上下水道局職員服務規程の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「規程」を「規定」に改める。

第11条第1項中「第4項までに規定される事業所（水道管路管理センター及び）」を「第5項までに規定される事業所（水質管理センター，水道管路管理センター及び）」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 水質管理センター、水道管路管理センター及び鳥羽水環境保全センターにおいては、課長又は支所長がその者及びその者に準じる者並びに所属職員に係る出勤簿を備えておかなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、地域事業課京北分室に勤務する職員の出勤簿は、京北分室担当課長が備えておかなければならない。
- 4 部長、水質管理センター所長、水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長の出勤簿は当該職員の属する部又はセンターの庶務を担当する課長が、担当部長及び部に置かれる担当課長の出勤簿は当該職員の属する部の庶務を担当する課長又は別に定める者が備えておかなければならない。

(京都市上下水道局公印規程の一部改正)

第4条 京都市上下水道局公印規程の一部を次のように改正する。

別表第2 その他の公印の項中「洛西配水場長」を「加圧施設管理事務所長」に改め、「水環境保全センター所長」の右に「鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長」を加え、「きた下水道管路管理センター所長、みなみ下水道管路管理センター所長」を「下水道管路管理センター所長」に改める。

(京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程の一部改正)

第5条 京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

- (1) 水質管理センター水質第2課
- (2) 新山科浄水場
- (3) 加圧施設管理事務所
- (4) 鳥羽水環境保全センター
- (5) みなみ下水道管路管理センター西部支所
- (6) ポンプ施設事務所
- (7) 下水道建設事務所
- (8) 伏見水環境保全センター

(京都市上下水道局会計規程の一部改正)

第6条 京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「水道部施設課」の右に「加圧施設管理事務所」を加え、「洛西配水場」を削る。

第28条第1項中「営業所」の右に「加圧施設管理事務所」を加え、「洛西配水場」を削り、「洛西配水場長」を「加圧施設管理事務所長」に改め、同条第2項中「洛西配水場長」を「加圧施設管理事務所長」に改め、同条第4項中「配水管理センター所長、洛西配水場長及び漏水修繕センター所長」を「北部配水管理課長、南部配水管理課長及び加圧施設管理事務所長」に改める。

別表(2)中

「

(I) 各営業所長 水道管路管理センター 北部配水管理課長 南部配水管理課長 洛西配水場長 水道管路建設事務所長	各営業所 お客さまサービス係長 水道管路管理センター事務係長 洛西配水場長 施設係長 水道管路建設事務所事務係長
---	---

を

」

「

(I) 各営業所長 加圧施設管理事務所長 水道管路管理センター 北部配水管理課長 南部配水管理課長 水道管路建設事務所長	各営業所 お客さまサービス係長 加圧施設管理事務所施設係長 水道管路管理センター事務係長 水道管路建設事務所事務係長
---	--

に

」

「

(ク) 鳥羽水環境保全センター調整課長 吉祥院，伏見及び石田水環境保全センター所長	鳥羽水環境保全センター 事務係長 吉祥院，伏見及び石田水環境保全センター 処理係長
--	--

を

」

「

(ク) 鳥羽水環境保全センター調整課長 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長 伏見及び石田水環境保全センター所長	鳥羽水環境保全センター 事務係長 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所並びに伏見及び石田水環境保全センター 施設係長
---	---

に改める。

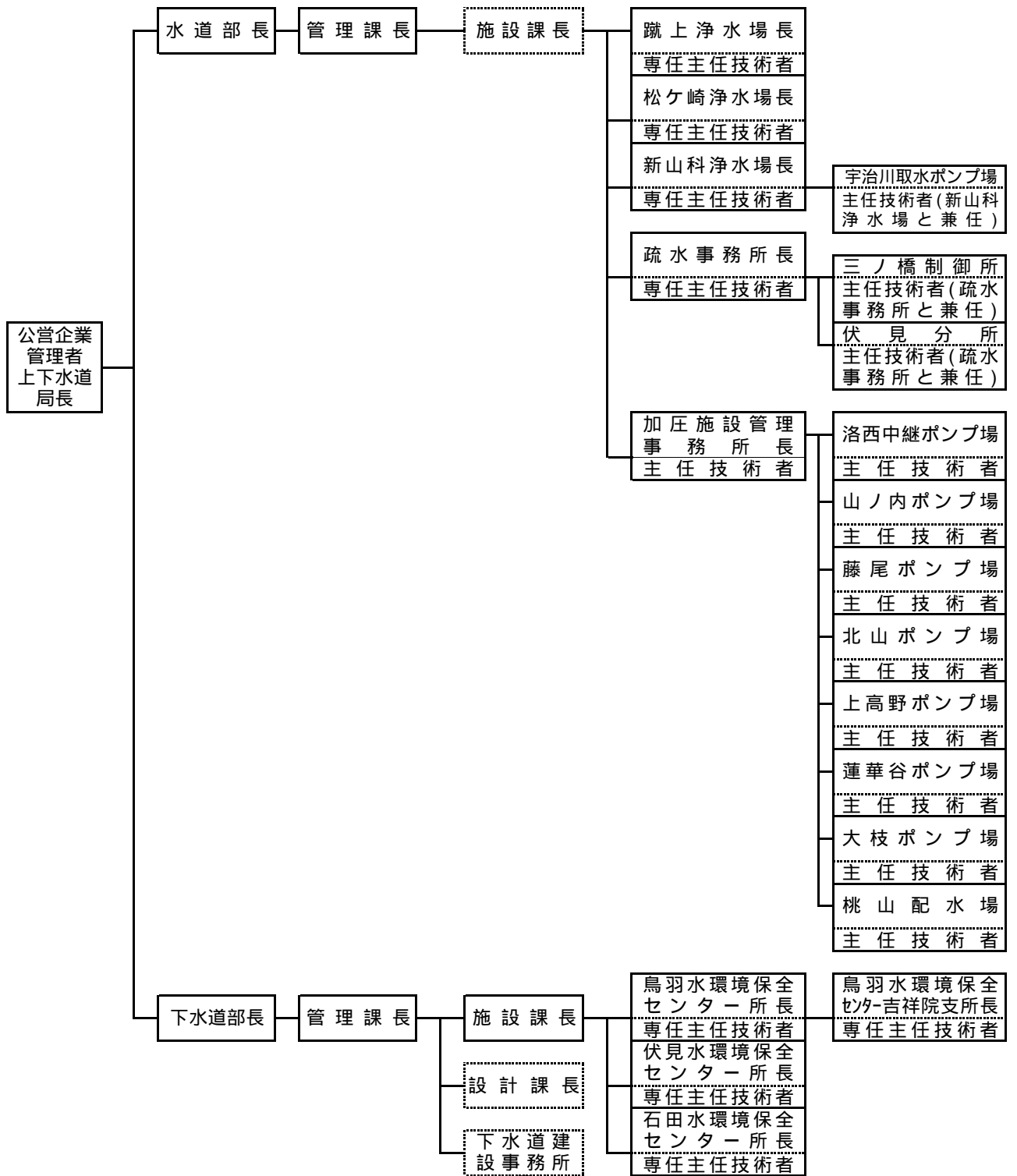
」

(京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部改正)

第7条 京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）



(注) 内は、工事を担当する課等の課長等を示す。
 新規工事については、水道部施設課又は下水道部設計課
 において主任技術者を配置する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)